

新潟県魚沼市と東京農業大学の包括連携協定書

新潟県魚沼市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次の通り包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域の産業振興、環境保全、人材の育成、伝統産業継承並びに地域づくりのため、相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- （1）地域産業の振興に関する事項
- （2）地域資源を活かした農林業産業化等に関する事項
- （3）人材の相互育成・教育に関する事項
- （4）就職及び就農支援による人材育成に関する事項
- （5）その他両者が必要と認める事項

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期限満了日30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

以上に、この協定締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成30年2月14日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

魚沼市 市長

東京農業大学 学長

佐藤 雅一



高野 克己

